最上消費生活センターニュース6月号

平成２７年６月発行

若者が狙われやすい消費者トラブル

悪質商法の消費者被害にあうのは、高齢者だけではありません。社会経験が少なく、悪質商法に関する知識に乏しい若者も消費者被害に巻き込まれる可能性があります。

そこで、そんなトラブルを回避できるように、若者が被害にあいやすい悪質商法の手口とその対処法を紹介します。

◆アポイントメントセールス◆

電話やメールで「〇〇に当選しました」などと販売目的を隠して営業所などに呼び出し、高額なアクセサリーやエステ会員権などの契約を迫ります。

呼び出しに応じて会ってしまうと、契約するまで帰れない状況に追い込まれてしまいます。

◆キャッチセールス◆

駅や繁華街など街中の路上で、アンケートなどを理由に声をかけ、店舗や事務所などに連れ込みます。アンケートなどは声をかけるための名目で、しつこくサービスや商品の契約を迫ってきます。

◆デート商法◆

異性に対する恋愛感情や好意を巧みに利用した商法です。街頭で声をかけたり、出会い系サイトや故意の間違い電話、メールなどをきっかけにして近づき、言葉巧みな話術で好意を抱かせて商品などを契約させます。

◆マルチ商法◆

「商品を売りながら新たな会員を増やせば自動的に利益が得られる」といった言葉で誘い、販売組織に引き込みます。組織に加入した人は、友人や知人を同じように勧誘してピラミッド型に会員を増やし、商品を販売していく商法です。

商品はさまざまですが、実際には思ったほど会員の勧誘ができず、売れない商品を大量に抱えてしまうことが多いです。

★対処法★

- ○ 知らない相手からの呼び出しや、見知らぬ相手の誘いには応じず、きっぱり断ること。
- ○ 相手の目的は高額なサービスや商品の契約をさせることなので、優しい言葉や外見に惑わされないこと。

困った時は、消費生活センターへ！

飲み物や汁物の 突沸に注意！！

◆事例1◆

牛乳をカップに入れて電子レンジで温めたら、爆発音がして半分以上の牛乳が庫内に飛び散った。

◆事例2◆

みそ汁の入った鍋をガスコンロで温め直したところ、みそ汁から突然「ポン！」と爆発音がして中身が飛び散り、鍋も飛んだ。

★事故を防ぐために★

- ○ 電子レンジで飲み物を温める場合は、温め過ぎないようにしましょう。
  ※手動のレンジ加熱で飲み物を温めると、温め過ぎて突沸することがありますので、設定時間を控えめにするなど取扱説明書に従った使用方法で温めましょう。
- ○ 電子レンジで誤って飲み物を温め過ぎてしまった場合、突沸を避けるため、加熱が終了しても容器をすぐに取り出さず、扉を開けないで１～２分冷ましましょう。
  ※電子レンジで飲み物を温め過ぎてしまった場合、温めた飲み物を取り出した際の振動や、取り出した後に砂糖や顆粒状のお茶などを入れるなどの刺激が加わると突沸が起き、高温の内容物が激しく飛び散り、やけどを負うおそれがあります。
- ○ ガスコンロやIHクッキングヒーターを使って液体を温め直すときには、火力を弱めにし、かき混ぜながら行いましょう。
  ※温め始めてから数秒の短時間でも突沸が起こることがあります。

「消費生活出前講座」の申込について

講師が地域へ出向き、悪質商法や契約トラブルに関する事例の紹介やトラブル対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料です。ぜひご利用ください。

だまされないための知識を身に付け、

消費者が主役となって選択・行動できる社会を目指しましょう！！

＜お申込・お問い合わせ＞最上消費生活センターまで　TEL 29-1370

６・７月の消費生活法律相談（無料）

６月９日（火）・７月７日（火）　１３：３０～１５：３０

業者との契約トラブルや借金問題などについて弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込ください。

【場　所】　最上総合支庁内　　【時　間】　お一人様３０分となります。

※ご予約が必要ですので、相談を希望される方は、最上消費生活センターまでご連絡ください

最上消費生活センター 0233-29-1370

月～金　午前9時～午後5時　最上総合支庁/1F 総合案内窓口内

ホームページは「山形県　最上消費生活センター」で　検索